

公社営林事業等有資格者審査申請書提出要領

(財)石川県林業公社が発注する公社営林事業・県営林造成事業にかかる受託を希望される方は下記の事項に留意のうえ、必要書類を提出してください。

記

1 申請者の範囲

申請者の範囲は、申請者の住所地(支店営業所等を含む。)を所管する林業公社支所とし、林業技術者を有する次の事業体とします。

- (1) 森林組合法にもとづく組合で、かつ、地域の実情に精通した組合
- (2) 造林事業を主たる目的とし、かつ、地域の事情に精通した会社等の法人
- (3) 造林事業を主たる事業の目的とした規約を有する地元住民の構成する事業体で、かつ、構成する者のうち、当該契約に係る契約予定者の債務を連帯して保証するものが2名以上いる地元事業体
- (4) 次のいずれかに該当する者は、申請をすることができません。

地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者又は同条第2項に該当する事実があった日以後2年を経過していない者

営業に関し、認可、許可、登録等を必要とする場合において、これらを得ていない者

申請書提出日の1ヶ月前までに納期限の到来した県税(個人県民税、地方消費税を除く。)を完納していない者

2 提出書類

- (1) 林業公社営林事業等有資格者審査申請書(様式第1号)
- (2) 使用印鑑届(様式第2号)
- (3) 役職員等調書(様式第3号、4号、5号)
- (4) 保有機械一覧表(様式第6号)
- (5) 取扱事業高明細書(様式第7号、8号)
- (6) 印鑑証明(申請書提出日から3ヶ月以内に発行されたもの)
- (7) 納税証明(証明書を提出できない事業体にあつては決算書等)
- (8) 委任状(代理人を定める場合)
- (9) 定款(事業体にあつては規約等)
- (10) その他 参考資料(決算書、有資格者証明書等)の提示をお願いすることがあります。

3 提出部数 1部

4 提出時期及び有効期間

- (1) 平成24年度から起算して2会計年度を一期とした期間当初からの資格を希望する場合は、当該期間が始まる前の年度の2月1日から2月15日に提出できます。(有効期間は当該年度の4月1日から2年間です。)
- (2) 上記期間の途中から資格を希望する場合は、原則として随時申請できます。ただし、その有効期間は上記の期間内となります。
- (3) 申請内容に変更が生じた場合には、変更届を提出願います。

5 提出先

申請者の所在地を所管する林業公社支所(県農林総合事務所内)へ提出してください。(郵送による申請は受付しません)

ただし、他の林業公社支所の管内で支店営業所等を持ち公社営林事業等の受託を希望する方については、別添資料(申請書附票)の提出が必要となります。

6 有資格者名簿への登載

- (1) 受託者の選定対象とし有資格者名簿へ登載します。(様式第9号)

7 その他

申請書は、公社支所(県農林総合事務所内)に申し出て下さい。

なお、公社のホームページからも取得できます。(http://www.ishi-rin.or.jp/)

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の要領にかかわらず、第4項(1)記載事項については、平成24年2月1日から適用するものとする。

公社営林事業（複合契約）指名競争入札参加資格審査申請書提出要領

（財）石川県林業公社が発注する間伐と立木販売を組み合わせる複合契約による公社営林事業（以下「複合契約事業」という。）に係る指名競争入札に参加を希望される方は、次の事項に留意のうえ、必要書類を提出してください。

記

1 申請者の範囲

申請者の範囲は次の各号に該当するものとします。

- （１）石川県内に営業所（本店または支店若しくはこれに準ずるものをいう。）を設けて営業しようとする者
- （２）石川県木材組合連合会が実施する石川県木材登録業者であること
- （３）間伐に関する伐採及び搬出の実績並びに技術、能力を有する者
- （４）次のいずれかに該当する者は、申請をすることができません。

地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者又は同条第2項に該当する事実があった日以降2年を経過していない者

営業に関し、認可、許可、登録等を必要とする場合において、これらを得ていない者

申請書提出の1ヶ月前までに納期限の到来した、県税（個人県民税、地方消費税を除く。）を完納していない者。

2 提出書類

- （１）公社営林事業（複合契約）指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- （２）使用印鑑届（様式第2号）
- （３）役職員等調書（様式第3号、4号、5号）
- （４）保有機械一覧表（様式第6号）
- （５）伐採事業高明細書（様式第7号、8号）
- （６）印鑑証明書（申請書提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- （７）石川県木材組合連合会が発行する木材業者登録証（写）
- （８）納税証明書
- （９）委任状（委任代理人を定める場合）
- （10）定款（事業体にあつては規約等）
- （11）その他 参考資料（決算書、有資格者証明書等）の提示をお願いすることがあります。

3 提出部数 1部

4 提出時期及び有効期間

- （１）平成24年度から起算して2会計年度を一期とした期間当初からの資格を希望する場合は、当該期間が始まる前の年度の2月1日から2月15日に提出できます。（有効期間は当該年度の4月1日から2年間です。）
- （２）上記期間の途中から資格を希望する場合は、原則として随時申請できます。ただし、その有効期間は上記の期間内となります。
- （３）申請内容に変更が生じた場合には、変更届を提出願います。（木材登録証の更新を含む）

5 提出先

申請者の所在地を所管する林業公社支所（県農林総合事務所内）へ持参してください。
（郵送による申請は受付しません）

6 有資格者名簿への登載

- （１）指名者の選定対象とし有資格者名簿へ登載します。（様式第9号）

7 その他

申請書は、公社支所（県農林総合事務所）に申し出て下さい。

なお、公社のホームページからも取得できます。（<http://www.ishi-rin.or.jp/>）

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の要領にかかわらず、第4項（１）記載事項については、平成24年2月1日から適用するものとする。

公社営林事業と複合契約事業の双方を申請される方は下記により提出願います

記

- 1 申請書は、公社営林事業、複合契約事業の各1部を提出して下さい。

ただし、公社営林事業を主とし（複合契約）の申請書は様式第3号～6号及び添付書類はコピーでかまいません。

提出書類は、以下の順で製本し提出下さい。

- 2 提出書類

営林事業

- 1 公社営林事業等有資格者審査申請書（様式第1号）
- 2 使用印鑑届（様式第2号）
- 3 役職員等調書（様式第3号、4号、5号）
- 4 保有機械一覧表（様式第6号）
- 5 取扱事業高明細書（様式第7号、8号）
- 6 印鑑証明書（申請書提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）
（証明書を提出できない事業体にあっては2名の確認書）
- 7 納税証明書（証明書を提出できない事業体にあっては決算書等）
- 8 委任状（委任代理人を定める場合）
- 9 定款（事業体にあっては規約等）
- 10 その他

参考資料（決算書、有資格者証明書等）の提示をお願いすることがあります。

複合契約

- 1 公社営林事業（複合契約）指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- 2 使用印鑑届（様式第2号）
- 3 役職員等調書（様式第3号、4号、5号）
- 4 保有機械一覧表（様式第6号）
- 5 伐採事業高明細書（様式第7号、8号）
- 6 印鑑証明書（申請書提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- 7 石川県木材組合連合会が発行する木材業者登録証（写）
- 8 納税証明書
- 9 委任状（委任代理人を定める場合）
- 10 定款（事業体にあっては規約等）
- 11 その他

参考資料（決算書、有資格者証明書等）の提示をお願いすることがあります。